都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会会長児玉 孝

薬局等における個人情報の適切な取扱いについて

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴会におかれましては、日頃より本会業務に関し、格別のご高配を賜っております こと、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、インターネット上で情報共有を行うためのサービス(報道では「グーグルグループ」)の公開範囲設定が不適切であったため、第三者でも情報の閲覧が可能であったという事例が発生しました。この中には、同サービスを利用し、在宅医療等で情報連携を行なっていた300人以上の患者等の情報も含まれております。

今回の事例発生に伴い、厚生労働省は別添の文書を発出し、その中で「個人情報保護法に定める安全管理措置を講じる義務に反する重大な事案と考えられる」とすると共に、本会に対し、個人情報の取り扱いにつき、厳正を期するよう会員への周知徹底依頼がなされました。

本会では、これまでも薬局等における個人情報保護について、各種ガイドライン (※1) の周知及び遵守のお願いを行ってきたところでありますが、改めて個人情報の取扱いについて厳正を期するよう、貴会会員への周知をお願い申し上げます。

なお、医療連携、医療・介護連携において、関係者間での情報共有は重要な事項であり、ICT 技術を用いた情報共有を一概に否定するものではありません。

しかし、適切なセキュリティ管理無くして、安全な利用はありえないことを理解した上で、さらに、多職種連携等、薬剤師も情報を発出する側であるため、事案によっては、刑法による罰則を伴う可能性もあることを再認識し、使用者自身が利用するサービスを熟知すると共に、個人情報の取扱いについて厳正を期するよう、重ねてお願い申し上げます。

※1「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成 16 年 12 月 24 日通知、平成 22 年 9 月最終改正)

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4.1版」 (平成22年2月最終改正)

「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」(平成 16 年 11 月 30 日通達)

「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成25年3月29日通達)

(厚生労働省 HP http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/)

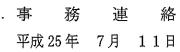
事務連絡平成25年7月11日

公益社団法人 日本薬剤師会 会長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課

医療・介護・福祉関係事業者における個人情報の適切な取扱いについて

別添写しのとおり、各都道府県薬務主管部(局)長等あてに通知しているので、御 了知いただくと共に、関係者への周知徹底を図られたい。





各都道府県衛生主管部(局)長 殿 各都道府県薬務主管部(局)長 殿 各都道府県民生主管部(局)長 殿 各都道府県介護保険主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局総務課厚生労働省医薬食品局総務課厚生労働省雇用均等·児童家庭局総務課厚生労働省社会・援護局総務課厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室

医療・介護・福祉関係事業者における個人情報の適切な取扱いについて

平素から、個人情報保護法及び個人情報の取扱いに関する種々のガイドライン(※1)等により、医療・介護・福祉関係事業者における適切な個人情報の取扱いについて、万全を期すよう要請しているが、今般、インターネットにおける、電子メールを利用した従業者間の個人情報共有において、設定が不適切であったために、当該個人情報を第三者が閲覧可能となっていた事例が報道(※2)されたところである。今回指摘された事案は、個人情報保護法に定める安全管理措置を講じる義務に反する重大な事案と考えられる。

ついては、貴職におかれては、管下医療・介護・福祉関係事業者に対して、当該事業者の従業者間における患者・利用者等の個人情報の共有に当たって、第三者にも閲覧可能な状態となっていないことを確認する等、今後とも個人情報の取扱いについては厳正を期するよう、周知徹底を図られたい。なお、必要に応じて管内市区町村にも周知されたい。

※1 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成 16 年 12 月 24 日通知、平成 22 年 9 月最終改正)

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 4.1 版」(平成 17 年 3 月 31 日通達、 平成 22 年 2 月最終改正)

「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」(平成 16 年 11 月 30 日通達)

「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成 25 年 3 月 29 日通達) (厚生労働省 HP http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/)

## ※2 今般報道された事例

インターネット上で、登録者がメールを共有できるサービスを利用していた医療機関や介護施設において、当該サービスの初期設定が第三者の閲覧制限がかからない状態であるのに、初期設定のままメールのやりとりを行っていた。このため、患者等の個人情報が、本来共有されるべき医療・介護職員のみならず、一般に誰でも閲覧できる状態になっていたもの。